

法人協

第8号

2009年7月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

社会福祉法人経営について思うこと

社会福祉法人 至誠学舎立川 理事長 高橋 利一

社会福祉事業法の改正以降、平成18年に全国社会福祉施設経営者協議会は学識経験者を交え、厚生労働省の発意の元に社会福祉法人経営研究会を開催しました。

今まではどちらかというと、社会福祉の経営に関する検討は行われてきましたが、今回の報告書はこれまでの検討会とは異なり、厚生労働省の局長以下の職員が事務局をつかさどるのではなく、社会福祉法人経営者と共に、その検討をなされたのが特徴でした。



この研究会の議論のなかで、一法人一施設や、法令通知にない事業を抑制するような指導がなされていたことが、社会福祉法人の自立を阻害してきた大きな原因であると認識しています。いわゆるあるべき論ではなく、実際に方向を見定めたものとして、新たな時代における福祉経営の確立に向けた基礎作業とうたわれているのがこのことで、従来、社会福祉法人が国の制度政策に則った、言わば政策が先行する事業運営であったわけですが、構造改革によって、介護保険が利用者の選択によるサービスへ前進しました。また、保育に関連する新たなサービス提供をする営利法人の参入など、経営主体の多様化が進みました。

このことによって、社会福祉法人自らが意識改革を行い、新しい取り組みを求められていることが今日の状況であろうと考え、補助金の削減や構造の進化などを考えると、社会福祉法人の経営にも大きな影響が与えられてきたのは、周知のところですが。この様な状況のなかで、現状を見据え、あるべき姿を明確に描くこと、そして現状とのギャップを真摯に受け止め把握することが、重要なことであろうと思います。社会福祉法人は、福祉サービスを提供するということを目的に設立されているわけで、公益性、非営利性の高い特殊な法人です。それゆえに補助助成の対象となり、税制の利点があるわけです。

こうしたことから、福祉の変革のなかに、新たな時代のパラダイムを創造することが重要です。施設の管理中心から法人経営というものに連動した、新しい時代の法人像を描くことが急務とされ、事業の規模、サービスの多様化、一定の法人の規模を拡大するなかに、新たな主体的な経営を考えていくことが求められています。また、法人が社会に対して理念を明確にし、使命、目的を明らかにしていくということ、組織を整え、経営資源を十分に活用しコーディネートする能力、そして、持続的に事業を継続させていく努力というようなものが求められています。

また、今後の社会福祉法人の経営について、今こそ社会福祉法人が経営基盤の充実とそれに対する財源を明らかにし、より透明性をもった施設経営が住民のニーズそのものを咀嚼した^{そしゃく}ものとして求められ、また住民のニーズをいかに福祉的立場でメニュー化していくか、そうした経営が求められていることであると思います。

社会事業は、かつて創設者の時代には、一定の理念とか事業の使命というものがあり、その構築のために、社会の多くの賛同者の協力によってなされていたということを思い起こすと、今、新たに我々は社会福祉法人の役割、多くの変化していく事業経営主体のなかで、位置付けていくことが重要であり、社会福祉事業を目的とする事業の広範かつ計画的な実施に努めていかなければならないと思います。

社会保障審議会少子化対策特別部会「第1次報告」公表される

厚生労働省は平成21年2月24日に社会保障審議会第22回少子化対策特別部会（座長：大日向雅美恵泉女学園大学大学院教授）を開催し、昨年12月に取りまとめの方向にあった「第1次報告（案）」に保育事業者検討会の意見による大幅な修正を加えた修正案を示し、協議を行いました。具体的な修正点としては、「基本的考え方」に「すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本とすべき」「中期プログラムを踏まえた財源確保が不可欠」「子どもの健やかな育成は、『未来への投資』として、国が責任をもって取り組むべきものであり、保育の保障のために、行政（とりわけ住民に身近な市町村）が果たす役割・責任は大きく重要、財源確保とともに、公的責任の強化が図られるべき」と追記されました。あわせて公的関与を強化するために、「市町村の責務を法制上課す」として、市町村の実施責務を明記しました。また、「受給権」についても「客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与（例外ない保育保障）」という表現に、「給付対象範囲」も「保育対象範囲」に修正されています。

今後の予定は、中期プログラム以外はまだ決まっていません。財源の確保について検討することが課題となっています。また、これまでは保育を中心に議論してきたので、少子化について保育以外の課題を議論していかなければならないとしています。保育についての詳細設計は今後1～2年間で議論されることになります。

東社協保育部会「通信」では、284号の付録として、第1次報告の概要（全6ページ）と、それに関する参考資料を掲載しました。なお、第一次報告の全文（58ページ）は厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/>）に掲載されています。【参考：全国保育協議会「全保協ニュース」】

以下に「概要・ポイント版」を掲示します。

（稲城青葉会 理事 城所 真人）

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告

—次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて—(平成21年2月24日)【概要・ポイント版】

- 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、昨年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめた。
- 今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的とりまとめを行うもの。

1 これからの保育制度のあり方について

- 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）
 - ・ 保育需要の飛躍的増大、ニーズの深化・多様化(働き方の多様化、親支援やすべての子育て家庭への支援の必要性)
 - ・ 人口減少地域における地域の保育機能の維持
 - ・ 急速な少子高齢化に伴う役割の深化(女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、社会経済・社会保障制度全体の持続可能性を確保するという緊急的・国家的課題に関わる役割)等

◆ **現行の保育制度の課題**

- **スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難**
 - ・) **利用保障の弱さ**
 現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。
 ただし、「保育の実施義務」には「例外」があり、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」(認可外のあつせん)でも可。
 - ・) **認可の裁量性による新規参入抑制**
 保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしても、必ずしも認可されず。
 - ・) **保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化(窓口等での潜在化)**
- **深化・多様化したニーズへの対応が困難**
 - ・) **保育の必要性の判断基準のあり方**
 「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと、財政状況との兼合い等で基準を厳格に。
 - ・) **保育の必要性の判断基準の内容**
 夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。
- **認可保育所の質の向上**
 職員配置、保育士の養成・研修・処遇等

◆ **新たな保育の仕組み ※その実現には財源確保が不可欠**

- ① **市町村が、保育の必要性・量、優先的利用確保(母子家庭、虐待等)の要否を認定。**
 ※ 受入先保育所の決定とは独立して実施(需要の明確化)。認定証明書の交付、認定者の登録管理、待機児童の情報開示を行う。
 ※ 保育対象範囲、優先的利用確保の基本的事項は、国が基準を設定。
 ※ パートタイム、早朝・夜間の就労、求職者、同居親族がいる場合も必要性を認定。専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障。
- ② **例外ない保育保障**：認定を受けた子どもには、公的保育を受けることができる地位を付与。
- ③ **市町村の実施義務の明示**(例外ない公的保育の保障責務、質の確保された提供体制確保責務、利用支援責務、保育費用の支払義務)
- ④ **利用者が保育所と公的保育契約を締結。**
 ※ 保育所には、応諾義務(正当理由なく拒んではならない)と、優先受入義務(母子家庭、虐待等の優先受入決定)。
- ⑤ **参入は最低基準により客観的に判断。指定制を基本としつつ、検討。**
- ⑥ **所得に関らず一定の質の保育を保障するため公定価格。必要量に応じた月額単価設定を基本。**

○ **認可保育所の質の向上**：財源確保とともに詳細検討
 ・ 保育指針に基づく保育のため、職員配置、保育士の処遇、専門性確保等、施設長や保育士の研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等

1 これからの保育制度のあり方について(続き)

◆ **現行の保育制度の課題(続き)**

- **認可外保育施設の質の向上**
 約23万人にのぼる子どもが利用。利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空きがない等の理由で認可外保育施設を利用。すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障する必要。
- **人口減少地域における保育機能の維持・向上**
 現行は「小規模保育所」でも、定員20人以上が必要。一方、地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。

◆ **新たな保育の仕組み(続き)**

- **認可外保育施設の質の引上げ**
 - ・ 最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して一定期間の経過的財政支援
 - ・ 小規模サービス類型の創設
- **地域の保育機能の維持・向上**
 - ・ 小規模サービス類型の創設
 - ・ 多機能型の支援
 等

2 放課後児童クラブについて

◆ **現行制度の課題**

- 制度上の位置づけが、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している。
- 財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘。従事者の処遇も厳しい状況。

◆ **新たな制度体系における方向性**

- 質を確保しつつ量的拡充を図ることが重要。
- 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。

3 すべての子育て家庭に対する支援について

◆ **現行制度の課題**

- 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっており、実施状況に大きな地域格差。
- とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

◆ **新たな制度体系における方向性**

- すべての子育て家庭に対する支援の強化が必要。
- 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ・財源面の強化について、さらに検討が必要。
- 各種事業の制度上の位置づけ、財源のあり方等さらに検討。

4 情報公表・評価の仕組みについて

- 職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報につき、公的主体による情報公表制度の具体化を検討。

5 財源・費用負担について

- 少子化対策は社会経済や社会保障の持続可能性の根幹にかかわるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であり、社会全体で重層的に支え合う仕組みが必要。新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
 - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み等

- 今後、本報告を踏まえ、「包括性」「体系性」「普遍性」「連続性」を備えた新たな制度体系の具体化に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

公益法人制度改革により新「社団法人」「財団法人」に 法人設立は原則自由、主務官庁制廃止、公益認定、情報公開義務など 新たな法人制度の動向が注目される

平成12年から8年間にわたって検討されてきた公益法人（社団法人及び財団法人）制度改革について、一般社団・財団法人法と公益法人認定法、関係法律整備法のいわゆる「公益法人制度改革関連3法」が平成20年12月から施行され、民法を直接根拠として110年続いてきたこれまでの社団法人・財団法人制度は新たな形態に移行されることとなりました。

この改革の最も大きな特徴は、主務官庁制・許可主義が廃止され、法人の設立と公益性の判断が分離されたことにあります。

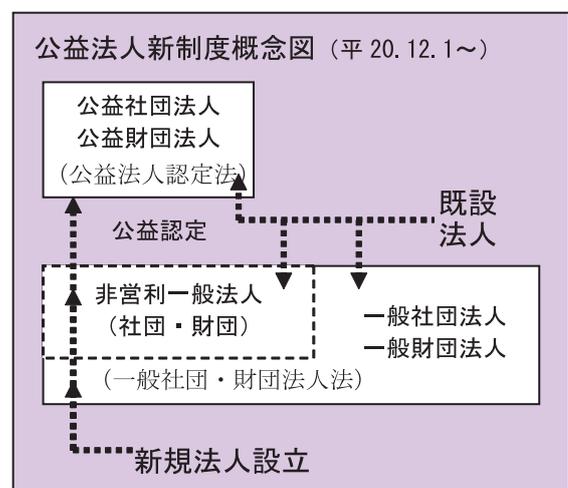
新制度では社団法人及び財団法人は登記のみで原則自由に設立でき、中間法人制度の統合により、同業者組織や同窓会などの共益団体の設立も含まれることとなります。これを一般社団法人・一般財団法人という名称とし、事業に制限はなく、行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはありません。

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益法人認定法に定める公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、申請して国又は都道府県の公益認定機関（合議制）から一定の基準に基づいて認定を受け、公益社団法人・公益財団法人となることができます。この場合、法人は定められた遵守事項によって監督され、財産目録等を閲覧可能にしたり、理事の報酬支給基準を公表するなど情報公開義務が生じます。

一般と公益の各法人の違いは税制にも反映され、一般の場合は原則としてすべての所得に課税されますが、余剰金の分配を行わない旨が定款で定められている等の要件に該当する法人（非営利一般法人）は収益事業所得にのみ課税されます。公益社団法人・財団法人であればさらに「みなし寄付」や利子等非課税の適用、寄付金控除などの優遇措置があります。

これまでの社団・財団は法律施行後5年以内に一般か公益かを選択し認可・認定の申請をすることになっていましたが、スタート後半年のうち移行申請があったのは全体の1%にも満たず、新制度運用の様子見状況となっています。一方で一般社団・財団の新設数は3か月で700法人にのぼり、また、公益目的事業には「障害者・生活困窮者の支援」や「高齢者の福祉の増進」なども掲げられていることから、社会福祉事業や介護保険事業を計画する法人が現れることが見込まれます。

（事務局）



社会福祉法人のルーツを探る⑦

社会福祉法人 浴風会 常任顧問 板山 賢治 氏

聞き手 社会福祉法人勸能福祉会 園長 岸 葉子
社会福祉法人稲城青葉会 理事 城所 真人
(社会福祉法人協議会広報委員会委員)



今号では、社会福祉法人浴風会の前理事長で常任顧問の板山賢治さんにお話をうかがいました。浴風会は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどの施設、高齢者のための病院など、あわせて16の施設・事業をすべて杉並・高井戸の地で経営され、老人保健・医療・福祉の総合施設として2000人の施設利用者が生活しています。

Q1

浴風会の大正14年（1925年）設立の経緯などについて教えてください。

▶大正12年の9月にあった関東大震災は、当時の東京府と六県にまたがる大災害で、死者・行方不明者は10万人を超えました。その大災害の焼け跡にさまようことになった障害を持った人たちやお年寄りなどを放っておけないということで全国から義援金が集まりました。それに皇室からの御内帑金ごないとうきんがあり、全部で450万円になりました。今の金額に換算するとおよそ135億円ですので、相当な金額です。当時の内務省の社会局はそのお金を使って焼け跡にさまよう人たちに安心・安全な場所をつくってあげたいと、豊多摩郡の高井戸村というところに2万7500坪の土地を買い、そこに施設をつくろうと考えました。東京府、東京市、神奈川県、横浜市などの人たちを集めて、施設をどこで運営してもらおうかと相談したところ、地元の自治体がやると他県や他市のことがつい忘れられてしまうので、自治体に頼むのはよくない、むしろ県の境を越えた幅広い仕事ができる民間団体が良いのではないかということになったそうです。そこで新しい財団法人をつくってやってもらいたいということで浴風会が設立されました。認可は大正14年1月15日で、若槻礼次郎内務大臣が自ら会長になりました。

当時、全国的には20人から50人程度の施設がありましたが、新しい財団法人の設立にあたって内務省は、高井戸の2万7500坪の土地に500人規模の大きなスケールの施設を、ハードとソフトの両面について国際的に見ても遜色のない模範的なものにし、当時の言葉でいうと収容者に対して専門的処遇ができるものにするという三つのテーマを期待しました。法人の名前も30ぐらいの候補から議論して選んだそうです。論語先進篇へんにある言葉で、孔子が弟子たちにどういう人生を送りたいかと問いかけたところ、弟子たちはいろんなことを言いました。大臣になって民を平らに、豊かにしたいと言った人もいます。その中の一人、曾皙そうせきが「私は沂水きすいという川で水浴びして、高台で夕涼みをして、お年寄りや子どもたちが手を携えて歌いながら帰る、そんな人生を送りたい」と言ったら、私もそう思うと孔子が言ったという一節ぶつがあるのです。沂きに浴する（水浴びする）、舞雩ぶ（雨乞いをする高台）に風ずる（夕涼みする）、



一般寮の様子（大正15年当時）

詠^{えい}じて（歌を歌いながら）帰るといふ一節から、そういう平和で安全・安心な暮らしができる場所にしたいとの思いで、浴風会と命名されたわけです。

Q2

第二次世界大戦中に施設の大半が陸軍に接収されたそうですが、戦中戦後の困難な中で事業運営はどうされていたのでしょうか。

▶昭和17年（1942年）に陸軍の通信隊が浴風会本部を接収しました。占領により住んでいたお年寄りたちは追い出され、都内の色々な施設に移されました。静岡や山梨まで疎開した人もいました。占領は終戦の年まで続きました。私はこれを冬の時代と呼んでいます。終戦によりようやく8月15日に接収解除され、荒れ果てたところを改修して、再びお年寄りを迎え入れることが始まりました。

当時はまだ生活保護法すらもなく、緊急生活援護要綱という要綱をたよりに毛布を出したり、炊き出しをしたりしました。そのために厚生省は、全国から都道府県の人を集めてお金を配り、リュックサックに背負って金を持って帰ったといいます。持って帰ったお金で宿所提供施設や授産施設をつくることにより、緊急的に困っている人たちや引き揚げ者や戦災者で疎開した人たちを受け入れました。

浴風会にはすでに建物はあったのです。陸軍が出ていったあと、疎開していたお年寄りや困っているお年寄りに入所してもらって事業を再開しました。入所者の食べるものや着るものを集めるのに大変苦勞したといいます。キリスト教の友愛、人道主義に基づいてアメリカをはじめとした民間団体から送られた救援物資を「ララ物資」といって、ミルク・小麦粉や毛布・衣類などがありました。それをいただいてお年寄りに生活してもらったのです。

昭和21年になって旧生活保護法ができ、保護施設に指定されました。保護費が出るようになってやっと食べるもの・着るものをお年寄りが受けることができるようになってきました。昭和26年に社会福祉事業法ができました。まだ老人福祉法はありませんから、生活保護法による養老施設に位置づけられ、第1種社会福祉事業を行う法人として昭和27年に社会福祉法人に改組されます。このあたりまでが戦中・戦後の混乱期で一番苦しかった時といえると思います。

Q3

昭和30年（1960年）に有料老人ホームを設立されています。軽費老人ホームも早くから開設されていますが、開設に至るにはどのような背景があったのでしょうか。

▶後につくられる軽費老人ホームの構想とは別に、老人ホームをつくりたいという意見が出ていました。「これからは、特に女性は長生きする。老後に住む生活の場が欲しい」、「高井戸の浴風会は伝統もあるし土地もあるのでつくってもらおう」ということで、新宿中村屋の創業者、相馬愛蔵さんの妻の相馬黒光さんがお金を出して、黒光園という30人の老人ホームをつくりました。昭和30年のことです。ですから法律も国の予算措置も何もなく、生活保護の養老施設でもない。有料でお金をもらって入居する仕組みになっていたのも、有料老人ホームと呼んだのです。

軽費老人ホームをつくる当時、私は厚生省社会局施設課というところにおいて関わりをもっていました。昭和35年に国民皆年金の年金法ができました。年金をもらえるような仕組みができましたが、低所得のお年寄りたちは住むところに困っていました。養老施設は生活保護法ですから生活保護を受けないと入れなかったのです。ですから、年金をもらい所得があっても少額な人たちの住むところが必要であると、軽い費用で入れる老人ホームという意味で軽費老人ホームと名前をつけ、昭和36年に開設しました。後に老人福祉法ができて、松風園という軽費老人ホームを開設し黒光園を吸収合併することになります。

Q4

常に新しい施設や事業を取り入れながら
拡げられてきていますが、法人で力を入
れたり大切にされてきたのはどのような
ことでしょうか。

▶83年の歴史を経て、今、浴風会がやっ
ている仕事は、1番目は、老人福祉法に
よる老人福祉施設です。三つの老人福祉
施設があり、定員は500人です。浴風会
のルーツは、養護老人ホームである浴風
園なのです。昔は生活保護法の養老施設
で、さらに戦前は根拠となる法律がなく、
だれでも救う救護施設でした。そこ
から出発しています。いまは介護保険のことばかりが語られているように思いますが、老人
福祉は介護保険だけではありません。もっと大きい仕組みでとらえられなければならないと
思っています。

2番目が介護保険事業です。入所と通所・在宅がありますが、入所の特養・認知症高齢者
グループホームは648人の定員ほぼ一杯で、それでも1400人の待機者がおり、全国では40万
人超とされています。まだまだ日本では施設も足りないと思います。通所で地域サービス
も行っていますが、これはやればやるほど赤字になっています。在宅に力を入れるのであれ
ば赤字にならないような仕組みを考えなければなりません。「施設から在宅へ」ではなく「施
設も在宅も」です。

3番目に病院です。浴風会病院は日本の高齢者医療のメッカとして、多くの人材を輩出し
ています。病院運営は、今、非常に苦しいところですが、一生懸命やっています。

その次に認知症介護研究・研修東京センターですが、これは8年前に厚生省からの要請に
よりつくったものです。認知症は将来日本の重要な老人問題になるので、ぜひやろうと引き
受けました。それから浴風会ケアスクールは、ヘルパーの1・2・3級まで養成しています。
同時に職員のスキルアップをはかるための研修を、計画を立てて行っています。

浴風会の事業はだんだん大きくなってきました。今は2000人の人たちが毎日ここで暮ら
し、800人の職員が支えているのです。初めは500人から出発して、今、4倍になっていま
す。そうなったのは、時代の要請に応えた事業をしなければいけないからです。時代の要請
に応えるということは国や地方自治体の要請に合わせることであり、同時に地域のニーズ
を受け止めることです。浴風会の仕事は、時代の要請、国や地方自治体の期待、地域住民の
ニーズを受けて事業展開をした結果であると思います。

理事長からメッセージ

理事長 佐々木 典夫 氏

病院は入所者への治療という当
初の構想から、現在は物忘れ外来
や歯科口腔ケアなど地域に開放
された医療に力を入れてきていま
す。また、ヘルパー養成では、近
隣の都営住宅の建て替えにより設
置されたシルバーピアに生活支援
員を派遣しています。耐震化や老
朽化による施設の建て替えとその
資金確保は大きな課題ですが、広
大な敷地を有効に活用し機能を
発揮するために必要な措置につ
いては区や都と話し合いをし、設
立時の草分け的な取り組みや新
しい構想をもつ志を継承しながら、
常に時代の流れに対応していく事
業を展開したいと考えています。



Q5

浴風会本館は東京都歴史的建造物に選定され、映画などのロケにも開放されています。地域
のよりどころとして建物や環境を守ってこられた取り組みについて教えてください。

▶職員も入れれば3000人の人たちが暮らしている「まち」です。安心・安全でよい環境にし
ていきたいと思っています。例えば樹齢100年以上の木がここには50本あります。先輩たち
が残してくれた財産を守らなければならないのは後輩の務めだと思います。また、構内をイ
ヌを連れて散歩する人や、ウォーキングをする人、樹齢100年以上の木を見に来てくれる人
もいます。開かれた浴風会であり、同時に環境を守らなければいけないと思います。

一方では利用者にとって安心・安全な暮らしができるためには警備会社、ガードマンを雇

うことも必要です。建物も耐震耐火構造でなければいけないと考え、そういう改善を続けてきました。たとえば、60周年、70周年に際して記念事業としながら施設を新しいものに改築していきました。あわせて個室化を進めるとか、共用の多目的ホールをつくるとか、バリアフリーを考えるとという改善をしてきたつもりです。

しかし、これは簡単にできるものではありません。お金がかかります。国などの公的な補助金が期待できたときはそれを使っていましたが、施設整備に対する補助金が少なくなったため、厳しい状況が続いています。それでも浴風会が大変恵まれていたのは、そういう状況の中で区がバックアップしてくれました。区との協力関係が施設をこんなに改善できた大きな力になっていると思います。ですから、地域の自治体と連携をしっかりと取ることもこれから法人が生きていく新しい道として大切なことだと思います。



大正15年竣工の本館（現在）

社会福祉法人協議会 平成21年度事業予定

■ 調査研究（調査研究委員会の運営）

「小規模な社会福祉法人における経営の今後の方向性に関する調査研究」をテーマとして、全法人にアンケート調査を実施します。ご協力をよろしくお願いいたします。

■ 研修（研修委員会の運営）

総会での講演等の企画、青年経営者会と合同で10月にセミナーを開催します。

■ 広報・情報提供（広報委員会の運営）

法人協の取り組みや社会福祉法人に関する情報提供を行います。広報誌発行を年3回にします。

■ 組織運営

総会開催（次回平成22年3月11日）、法人協活動のあり方検討プロジェクトを設置します。

■ 青年経営者会の運営

新規会員の加入を促進します。セミナー（次回平成22年2月12日）は全法人にご案内します。

● 編 ● 集 ● 後 ● 記 ●

金融危機に端を発した世界大不況や地球温暖化対策などグローバル化した問題が明確な解決の道筋を見出せないまま推移している。また、社会生活では我々の記憶にないような痛ましい事件や出来事が後を絶たない。状況は錯綜の度を深めているように感じられる。人々の心が求めているのは安心や安全ではないか。

制度環境の変化が続く。これは社会、経済の構造変化に対応するためであるとされ、いわゆる構造改革の連続線上にあると言える。さて、こうした様々な変化のなかで、社会福祉法人はその立脚基盤を踏まえつつ「時代の要請に応えねばならない」（板山賢治氏）とすれば、我々にはさらなる刷新が求められてくるように思う。
(安藤)

法人協 第8号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192
発行人 社会福祉法人協議会 会長 山口 桂造
発行日 平成21年7月21日
編集 社会福祉法人協議会 広報委員会